

合羽制度

四の巻曰、春のけふきたり霞の雨ばをり、因果物語卷の二曰、武州神奈川の宿にある旅人宿をか
りて、朝とく立出るとて、雨のふりければ、亭主の雨ばをりをぬすみきて出んとするに、何ものと
も去れず、それは亭主の雨羽織なりとあるを以て、思ひあはすれば、むかしは布の羽織に、油を引
て雨衣とせしものと見ゆ、そを後に紙にてこしらへたる故に、紙羽織といへるを省きて、かつば
と音便にていへるなるべし、物類稱呼卷の四曰、雨衣、江戸にて、もめんかつまた大和志卷の四、平
群郡土産の部に、雨衣能用村紙製、など見ゆれば、後には紙にてこしらへるをめぐむべきは、ま
られたり、

〔享保集成絲綸録 十五〕寶永七寅年五月

覺

一 御成之節、雨降候は、御供之面々、かさ合羽御免之事、
二 雨降候節は、御成先勤番之面々、組共にかさ合羽是又御免之事、
一 御道筋勤番同斷之事、

右之通、雨降候節は、難儀可仕と被思召候ニ付、御免被遊候間、向後著用可仕候、已上、

五月

享保十六亥年五月

一 公方様、大納言様、御城中御成之節、雨降候は、御供之面々、傘合羽被遊御免候、向後著用可仕候、

但紅葉山御參詣之節は、只今迄之通たるべく候、

右之通、可被相觸候、

五月

〔享保集成絲綸録 十六〕正保五子年二月